

2009年6月2日  
mail ニュース  
39・通巻230号

# 自治労連 都庁職

自治労連都庁職員  
労働組合  
発行人 米山隆史  
TEL 03-5381-0250

## 都道府県職交流集会開催される

自治労連の第21回都道府県職交流集会が5月22、23の両日、群馬県草津町で開催されました。主催者を代表して挨拶をした松本本部長は、都道府県職部会が直面している課題と取り組みとして3点を挙げました。第一は昨年自治労連が提唱した「循環型地域経済の再生」とそのためのリーディングケースについての調査研究活動を推進することです。第二に、「地域分権改革」の攻撃の中で、当面、昨年12月8日に出された第二次勧告に対して、有効な反撃を行っていくことです。第三に、第二の課題とも関わっていますが、公務員制度改革についてです。これらの課題について、都道府県職部会としても重要視して取り組もうと述べました。

若井委員長代行は、自治労連20年の歴史にも触れながら来賓挨拶を行いました。また、群馬共同する会の折茂さん、群馬県事務所長の塚越さんが現地を代表して挨拶しました。

記念講演は「道州制・地方分権をめぐる動向と都道府県の役割」と題して、山形大学教授の行方久生さん以下のとおり、行いました。行方さんは都職労の出身で、自治労連本部の役員を経て現在、地方自治問題研究機構の主任研究員も兼ねています。

道州制の本質の一つは都道府県の廃止にあり、地方分権改革推進委員会の勧告とも軌を一にしている。道州制の舞台はビジョン懇、地方制度調査会、分権改革推進委員会、自民党の道州制推進本部、経団連などだが、それぞれの報告、提言に加えて、国の定住圏構想、国土形成計画法などとも連動している。道州制は産業立地論として考えることもできるし、日本経団連が言うように「究極の構造改革」とも言える。現在のように、具体的な行政課題を都道府県単位の「地方分権」により合理化を行っていくと道州制と矛盾するのではないか。また、地域間競争による「生き残り」論の本質も、結局は「独占肥えて民滅ぶ」ということだ。私は、今回のような「地方分権」は国家主義的な「地方分権」と規定しておいたが、第2次勧告では都道府県への事務の委譲が基本となっている。その意味でも都道府県の存在意義と役割はますます増している。2000年の分権一括法により都道府県と市町村の関係は文字通り「対等・平等」となった。都道府県は「完全自治体」として名実ともに新たな出発をするはずだったが、構造改革の進展により都道府県の性格付けが揺らいできた。地域の再生、産業、雇用政策、地域の衰退を防止し、再生産可能で維持可能な自治体・地域を形成する都道府県の役割は非常に大きなものがある。日本全体をカバーする都道府県の位置づけは大きい。中二階を払拭して完全自治体を！と話を結びました。

その後、斉藤事務局長が基調報告を行い、政策委員会の報告を瓜生委員長が行いました。また、賃金権利・自治体リストラに関する全国調査について小山事務局次長が行いました。

特別報告は大阪府職労の山崎書記次長が「府税事務所の市場化テスト・民間委託問題」について、群馬共同する会からは、上原さんの「分限免職」処分事件と警察にはびこる裏金問題を告発して闘っている大河原さんのお話がありました。

第一日目はこれで終了しましたが、この後、共同する会の総会を開催しました。

二日目は賃金・公務員制度をはじめとした八つの分科会を行い、最後に森田副部長がまとめと閉会挨拶を行って交流集会を終了しました。参加者は116人でした。来年の開催地は三重県です。

都道府県部会は今後、7月16日の幹事会を経て、8月22日に総会を開催します。今後ともご協力をお願いします。